

「自動車の回送運行許可等事務処理要領について」の一部改正について（案） （概要）

平成 29 年 9 月
自動車局自動車情報課

1. 背景

自動車は原則として検査・登録を受け、ナンバープレートを取り付けて表示し、有効な自動車検査証を備え付ける等の要件を満たさなければ運行してはならないこととなっている。

しかし、これらの要件全てを満たすことを要求することが合理的でない場合（例えば、車検が切れた場合に車検を受けるために整備工場から運輸支局に運行する場合等）もありうるため、行政庁の許可により特例的に運行を認める制度として臨時運行許可制度が設けられている。

さらに、当該許可を反復継続して受ける必要のある者を対象に、都度許可を受けなくても運行できるようにする回送運行許可制度も設けられている。

回送運行許可制度については、これまで自動車メーカーや陸送業者等に限定して当該許可を行っており、自動車分解整備事業者は対象外となっていた。

しかし、当該事業者から現在検査・登録を受けていない自動車を分解整備した後に車検のため運輸支局へ持ち込む際等、その都度臨時運行許可を受ける必要があるため、反復継続して許可を受ける必要のある者においては、手続き等が非常に負担となっていることから、回送運行許可の対象とするよう要望があった。

そのため、当該要望について検討を行い、平成 27 年 3 月に当該事業者を回送運行許可の対象事業者に追加することとし、当該事業者の利便向上及び行政事務の効率化を図ることとした。

その際、当該事業者に対する許可要件については、①「車検台数要件（月平均 20 台以上）」かつ②「臨時運行許可台数要件（臨時運行許可に基づく運行実績が 7 台以上）」としたが、更なる負担軽減及び利便向上を図ることを目的として、平成 28 年 10 月から平成 29 年 11 月までの間、①「車検台数要件（月平均 20 台以上）」の要件を暫定的に廃止することとし、その間、当該要件緩和の妥当性を検証することとしていたところである。

今般、当該検証を実施した結果、要件緩和の妥当性が確認されたことから、暫定措置を恒久化することとし、「自動車の回送運行許可等事務処理要領について」の一部を改正する。

2. 改正の概要

自動車の分解整備を業とする者が道路運送車両法第 36 条の 2 第 1 項（法第 73 条第 2 項の規定により準用する場合を含む。）の回送運行許可を受ける際の基準のうちの台数要件について、①車検台数要件（月平均 20 台以上）かつ②臨時運行許可台数要件（臨時運行許可に基づく運行実績が 7 台以上）とあるところ、①車検台数要件（月平均 20 台以上）を廃止し、②臨時運行許可台数要件（臨時運行許可に基づく運行実績が 7 台以上）のみとする。

3. 今後のスケジュール（予定）

施行 平成 29 年 12 月 1 日